

PJLink

試験ソフトウェア使用許諾契約書

Version

1.00

2024年3月22日

Copyright(C) 2004-2024 JBMIA All rights reserved

本ソフトウェアはお客様が本許諾契約書にご同意いただいた場合のみご利用いただけます。

第1条（定義）

本契約で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 「本ソフトウェア」とは、PJLink 試験ソフトウェア使用許諾契約書のコンピュータープログラム（以下、「本プログラム」といいます。）、本プログラムが含まれるファイルおよびその他の複製物、本プログラムに関連する説明書、手順書、マニュアル、その他一切の関連資料をいい、これらの改良版を含みます。
2. 「JBMIA」とは、一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会をいいます。
3. 「利用者」とは、本契約に同意し、本ソフトウェアを利用する、個人、法人、機関等をいいます。

第2条（適用範囲）

1. 本契約は、本ソフトウェアの使用に関する利用者と JBMIA との間の権利義務関係を定めることを目的とし、JBMIA と利用者との間の本ソフトウェアの使用に関わる一切の關係に適用されます。
2. JBMIA が Web サイトまたは JBMIA が提供する各種資料等に本ソフトウェアに関して個別規定や追加規定を掲載する場合、それらは本契約の一部を構成するものとし、個別規定または追加規定が本契約の他の規定と抵触する場合には、当該個別規定または追加規定が優先されるものとします。

第3条（制限および禁止行為）

利用者は、以下に掲げる行為をしてはなりません。

1. 有償・無償を問わず、本ソフトウェアの全部または一部について第三者への販売、貸与（レンタル）、頒布、譲渡、その他の処分
2. 本ソフトウェアの一部機能が利用者の利用する OS のライセンス条件により制限される場合において、当該制限される機能が物理的に動作可能であるか否かを問わず、当該 OS のライセンス条件に違反する行為
3. 本ソフトウェアに表示された著作権等の権利者表示の変更
4. 法律で禁止される使用、または JBMIA に不利益もしくは損害を与える使用
5. JBMIA、他の利用者および第三者の、著作権・商標権などの知的財産権を侵害する行為、プライバシーその他の権利を侵害する行為、またはそれらのおそれがある行為
6. 公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、もしくは第三者に不利益を与える行為、またはそれらのおそれがある行為
7. 犯罪に結びつく行為、または結びつくおそれがある行為
8. 本契約の趣旨・目的に反する行為
9. 前各号に準ずる行為
10. その他 JBMIA が不相当と判断する行為

第4条（責任の限定）

1. JBMIA は、本ソフトウェアがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたは動作させているコンピュータ、制御しているプロジェクタ、コントローラー等機器

の事故、誤用等に起因する利用者の損害につき一切の補償をいたしません。加えて、利用者が本ソフトウェアの利用を受けるために要したコンピュータ等に関する費用、その他一切の費用はお客様の負担とします。

2. JBMIA は本ソフトウェアの利用により生じたいかなる損害についても一切の賠償責任を負いません。

第5条（利用の限定）

1. 本ソフトウェアは、PJLink 規格に関する検証、確認を目的としたソフトウェアであり、それ以外の利用用途は想定されていません。
2. 本ソフトウェアは、前号の目的を達成するために開発、提供されているため、本ソフトウェアを利用する際には、インターネットや社内ネットワークに接続されるなどの際に考慮しなければならない脆弱性対策やサイバー攻撃対策を考慮し、PJLink 規格に関する検証、確認する上で必要な機器のみを独立したネットワークを構築して利用すること。
3. 本ソフトウェアを利用する際には、本ソフトウェアのドキュメントに記載された OS 等動作環境を用意して利用すること。OS 等については、バージョン、リビジョン、サービスパックなどについて、ドキュメントに指示がある場合には、それらを完全に一致させた上で利用すること。

第6条（準拠法および管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する一切の紛争については、JBMIA の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条（内容の一部の無効とその余の部分の効力）

本契約の条項の一部が無効であると裁判所が判断した場合であっても、本契約のその余の部分については、何ら影響なく引き続き有効とします。

第8条（契約の変更）

1. JBMIA は、法令に違反しない範囲内で、JBMIA の判断により、本契約の全部または一部を変更することができるものとします。
2. JBMIA は、本契約を変更する場合には、その効力発生日（最終改定日）を定め、かつ、当該変更後の内容および当該変更の効力発生日を JBMIA PJLink サイトにおいて掲載し、周知するものとします。

第9条（その他）

1. JBMIA は、本ソフトウェアを用いるにあたって、人権その他法的利益に十分配慮し、国内外の関係する法令、条例、関係官庁の指示・ガイドライン等を遵守するものとします。
 2. JBMIA は、本ソフトウェアの仕様およびマニュアル等の内容を、将来予告なしに変更することがあります。
3. 利用者が本契約に違反し、JBMIA に損害が生じた場合、JBMIA はその賠償を請求することがあります。

以上。